報告事項No. 1 5

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所川崎支部令和4年(ワ)第598号損害金請求事件について、 次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により 議会の議決を求める。

- 事件名 横浜地方裁判所川崎支部令和4年(ワ)第598号損害金請求事件
- 2 当事者 原告 京浜トラベルサービス株式会社 被告 川 崎 市
- 3 和解内容
- (1)被告は、原告に対し、本件解決金として、186万5,031円の支払 義務があることを認める。
- (2)被告は、原告に対し、前項の金員を、本和解成立日から1か月以内に、 原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4)原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。
- 4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを 勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事件の概要

- 1 令和2年3月9日、本市は、令和2年度川崎市立中学校自然教室運営委託 の一般競争入札を実施し、同年4月1日、原告と委託契約(以下「本件契約」 という。)を締結した。
- 2 令和3年1月5日及び同月7日、本市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、同月から同年3月までに予定されていた中学校の自然教室の中止(以下「本件中止」という。)を決定し、その旨を原告に伝え、同年1月29日、本件契約に基づき、本件中止を書面により原告に通知し、同年2月1日、当該書面が原告に到達した。
- 3 令和3年3月29日、本市は、本件契約に基づき、同年1月5日及び同月 8日を中止の時期として算出した解約料として399万8,400円を原告 に支払った。
- 4 令和4年7月22日、原告は、本件契約に基づき、支払済みの解約料のほか、令和3年2月1日を中止の時期として算出した解約料等を損害金として3,175万6,704円の支払を被告に求める訴訟を横浜地方裁判所川崎支部に提起した。
- 5 原告は、裁判所の訴訟指揮に従い、仮に本件中止が令和3年1月5日及び同月8日を中止の時期としてなされた場合であっても、本件契約に基づき、支払済みの解約料のほか、本件中止による損害金として186万5,031円が生じたものとして、その支払を被告に求める予備的請求を追加した。
- 6 本訴訟は、係属して以来、10回の口頭弁論等を経て、裁判所から職権に よる強い和解勧告がなされたものである。